

令和5年度 第1回 東員町環境審議会専門部会 資料

目次

1. 桑名・員弁広域連合「区域施策編」策定状況の報告.....	1
1-1 環境基本計画（区域施策編）とゼロカーボン実現計画について【整理】	1
1-2 区域施策編とカーボン実現計画のCO ₂ 排出量推計方法の統一について.....	2
2. 2030年度二酸化炭素排出量削減目標の設定	3
2-1 三重県地球温暖化対策総合計画【令和5年3月改定】の削減目標	3
2-2 県内周辺市町での目標設定状況	4
2-3 東員町2030年度二酸化炭素排出量推計 ※修正推計方法を適用	5
2-4 東員町の削減目標、再エネ導入目標の設定（案）	6
2-5 現段階で想定される町の取組と削減効果試算	7
3. 地域脱炭素化促進事業と促進区域について.....	9
3-1 地域脱炭素化促進事業について	9
3-2 地域脱炭素化促進事業の促進区域について	10
4. 【事務事業】2030年度二酸化炭素排出量削減目標の設定	12
4-1 事務事業編削減目標について	12

【資料編】

資料-1：東員町二酸化炭素排出量の推計方法について

資料-2：二酸化炭素排出量の将来推計・削減量の算定について

資料-3：促進区域の係る基準について

資料-4：教育民生常任委員会の提言について【報告】

資料-5：令和4年度まちづくりセミナーについて【報告】

1. 桑名・員弁広域連合「区域施策編」策定状況の報告

1-1 環境基本計画（区域施策編）とゼロカーボン実現計画について【整理】

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画は、町全体を対象とした「区域施策編」と町役場の事務事業を対象とした「事務事業編」に大別され、東員町の「区域施策編」は、桑名・員弁広域連合の「桑名・員弁広域環境基本計画」に内包して策定が進められています。
- ゼロカーボン実現に向けては、より地域の特性を反映した個別計画の策定が必要となるため、ゼロカーボン実現に向けた地域個別計画（アクションプラン）として地球温暖化対策実行計画「事務事業編」（東員町エコプラン）を内包した、「東員町ゼロカーボン実現計画」を策定します。

区域	区域の実行計画	位置付け	区域の削減目標
三重県	三重県地球温暖化対策総合計画	県全体の温暖化対策計画	三重県全域で2013年度比47%削減
↓ 目標・方針の継承・整合			
桑名・員弁広域（2市2町）	広域環境基本計画（うち温暖化対策[区域施策編]）	2市2町共通のマスタープラン	2市2町全域で2013年度比47%？削減
↓ 目標・方針の継承・整合			
東員町	東員町ゼロカーボン実現計画	東員町の個別計画（アクションプラン）	東員町全域で2013年度比●●%削減

図 1-1-1 計画体系

表 1-1-1 広域環境基本計画の概要及び策定スケジュール

区分	広域環境基本計画 (温暖化対策計画：区域施策編を内包)	東員町ゼロカーボン実現計画 (温暖化対策計画：事務事業編を内包)
計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・桑名員弁地域が一体的な環境の取組を推進していくための根幹を形成 ・基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボン実現に向けた、マスタープランを踏まえたアクションプラン（実行計画）と位置付けられる ・行政の率先行動（事務事業編）を内包
計画目標	・県目標値（47%削減）が適用？	・県目標値以上を設定する方針
2023年4月	温室効果ガス排出量に関する中間報告	
5月		・CO ₂ 削減目標、再エネ導入目標の設定
6月	各市町環境審議会（基本目標検討）	・取組内容、取組指標の検討
7月		・計画素案の作成
8月		・取組内容、取組指標の検討
9月		
10月	各市町環境審議会（計画素案検討）	} 環境基本計画（マスタープラン）の策定・公表状況に合わせて策定
11月	計画素案に関するパブリックコメント	
12月		
2024年1月	各市町環境審議会（環境基本計画答申）	
2月		
3月	環境基本計画公表	

1-2 区域施策編とカーボン実現計画のCO₂排出量推計方法の統一について

- 広域環境基本計画の二酸化炭素排出量推計では、環境省標準法（国マニュアルによる標準的な按分法で、第1回専門部会で示した排出量）が採用される見通しです。
- 環境省標準法と第2回専門部会で説明した修正推計方法の比較は以下のとおりで、製造業の排出量に業種構成を反映する点、大規模事業所の実績値を活用する点等が異なります。
- 現在は、修正推計方法で検討を進めていますが、複数の推計値の併存は混乱を招くため、ゼロカーボン実現計画書（素案）作成段階で、広域環境基本計画の手法（環境省標準法）に統一します。

表 1-2-1 二酸化炭素排出量推計方法の比較

部門等		広域環境基本計画（環境省標準法）		第2回専門部会の修正推計方法	
		算定方法	算定方法の概要	算定方法	算定方法の概要
産業	農林水産業	県按分法	県エネルギー消費統計を 従業者数 で按分	県按分法	県エネルギー消費統計を 従業者数 で按分
	鉱業・建設業	県按分法	県エネルギー消費統計を 従業者数 で按分	県按分法	県エネルギー消費統計を 従業者数 で按分
	製造業	県按分法	県エネルギー消費統計を 製造品出荷額等（全業種合計） で按分	業種別県按分法＋実績値活用	県エネルギー消費統計を 業種別製造品出荷額等 で按分＋大規模事業所実績値（公表制度）を活用
業務その他		県按分法	県エネルギー消費統計を 三次産業従業者数 で按分	県按分法＋実績値活用	県エネルギー消費統計を 業務延床面積 で按分＋大規模事業所実績値（公表制度）を活用
家庭		県按分法	県エネルギー消費統計を 世帯数 で按分	県按分法	県エネルギー消費統計を 世帯数 で按分
運輸	自動車	全国按分法	総合エネルギー統計を 自動車保有台数 で按分	道路交通センサス活用法	道路交通センサスに基づく 人口当たり車種別トリップ数と排出係数 より算定
	鉄道	全国按分法	総合エネルギー統計を 人口 で按分	事業者別按分法	鉄道統計年報（三岐鉄道）データを 営業キロ で按分
廃棄物		積上法	一般廃棄物実態調査結果に排出係数を乗じて算定	積上法	一般廃棄物実態調査結果に排出係数を乗じて算定
備考		第1回専門部会で説明した推計		第2回専門部会で提案した修正推計	

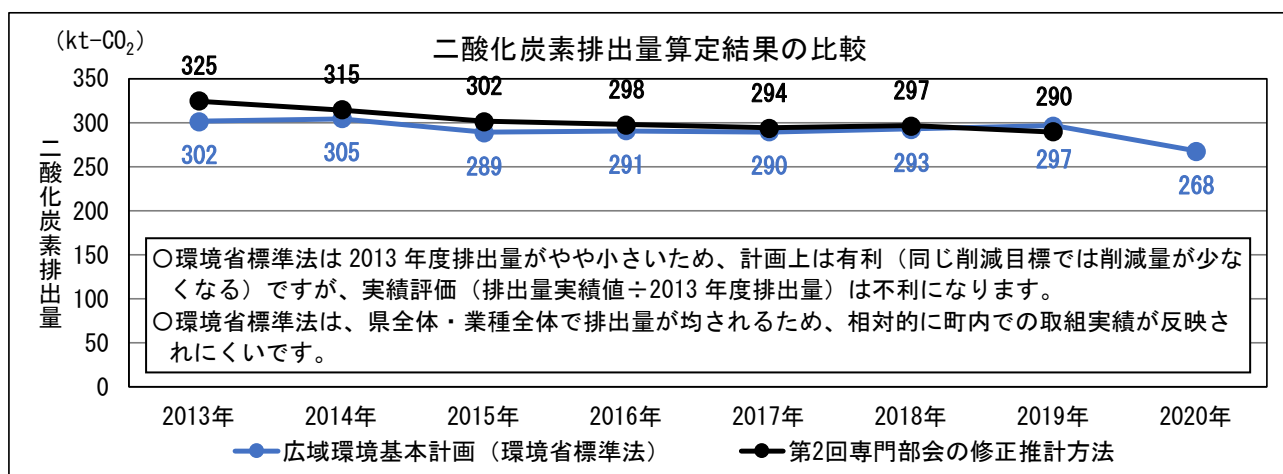


図 1-2-1 推計方法により二酸化炭素排出量の比較

2. 2030 年度二酸化炭素排出量削減目標の設定

2-1 三重県地球温暖化対策総合計画【令和5年3月改定】の削減目標

- 三重県の温暖化対策実行計画「三重県地球温暖化対策総合計画」が令和5年3月に改定され、2030年度の削減目標は、**2013年度47%削減**と設定されました。
- また、「三重県新エネルギービジョン」が合わせて改定されており、新エネルギーによる2029年度エネルギー削減量を**2021年度比1.26倍増**の193.0万kL（原油換算）と設定されました。

表 2-1-1 三重県の温室効果ガス削減目標

区分	2013 年度 実績 (kt-CO ₂)	2030 年度			
		現状趨勢 (BAU)		目標値	
		排出量 (kt-CO ₂)	基準 年度比	排出量 (kt-CO ₂)	基準 年度比
二酸化炭素 (CO ₂)	25,953	24,034	-7%	14,350	-45%
産業部門	13,556	13,227	-2%	7,799	-42%
業務その他部門	3,372	2,531	-25%	1,152	-66%
家庭部門	2,949	2,277	-23%	973	-67%
運輸部門	3,827	3,807	-1%	2,448	-36%
エネルギー転換部門	368	410	11%	341	-7%
工業プロセス部門	1,298	1,153	-11%	1,139	-12%
廃棄物部門	586	629	7%	498	-15%
メタン (CH ₄)	249	238	-4%	215	-14%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	580	577	-1%	567	-2%
代替フロン等4ガス	515	1,132	120%	355	-31%
温室効果ガス排出量合計	27,298	25,980	-5%	15,486	-43%
吸収源対策	—	—	—	-950	—
温室効果ガス実質排出量	27,298	25,980	-5%	14,536	-47%

(出典：三重県地球温暖化対策総合計画)

表 2-1-2 三重県の再生可能エネルギー導入目標

区分	種別	設備容量・規模		エネルギー量(原油換算)		増加率
		現状 (令和3年度末)	目標値 (令和11年度末)	現状 (令和3年度末)	目標値 (令和11年度末)	
再生可能エネルギー	太陽光発電	250.4万kW	285.3万kW	73.3万kL	83.6万kL	1.14倍
	太陽熱利用	—	—	0.2万kL	0.7万kL	3.50倍
	風力発電	20.3万kW	32.6万kW	9.1万kL	14.7万kL	1.61倍
	バイオマス発電	15.5万kW	16.7万kW	24.5万kL	26.3万kL	1.06倍
	バイオマス熱	—	—	5.1万kL	10.2万kL	2.00倍
	中小水力発電	0.64万kW	1.0万kW	0.9万kL	1.4万kL	1.56倍
革新的なエネルギー高度利用技術	コージェネ	48.2万kW	56.7万kW	25.5万kL	30.0万kL	1.18倍
	燃料電池	0.5万kW	3.9万kW	0.2万kL	2.0万kL	9.75倍
	次世代自動車	22.1万台	40.6万台	8.1万kL	14.8万kL	1.84倍
	ヒートポンプ	16.9万台	24.6万台	6.4万kL	9.4万kL	1.46倍
合計	—	—	153.3万kL	193.0万kL	1.26倍	

2-2 県内周辺市町での目標設定状況

- 県内他市町の温暖化対策計画策定状況は以下のとおりです。
- 伊勢市、志摩市は国計画改定以降に区域施策編を改定しており、削減目標は国目標に合わせて「46%削減」と設定しています。
- 今後、区域施策編は、県目標の「47%削減」を目安に削減目標が検討されると考えられます。
- なお、事務事業編は、国は「50%削減」、県は「52%削減」を目標としています。

表 2-2-1 国・県及び県内の主な市町の削減目標設定状況

※表中の白抜きは国計画改定後に策定・改定された計画、その他は未改訂の計画を示します。

※赤字は基準年と目標年が標準（基準年 2013 年度、目標年 2030 年度）と異なることを示します。

区分	区域施策編		事務事業編	
	策定年度	削減目標	策定年度	削減目標
国	令和3年10月	2030年度に 2013年度比 46%削減	令和3年10月	2030年度に 2013年度比 50%削減
三重県	令和5年3月	2030年度に 2013年度比 47%削減	令和5年3月	2030年度に 2013年度比 52%削減
津市	令和3年3月	2030年度に 2013年度比 30%削減	令和3年3月	2030年度に 2013年度比 30%削減
四日市市	令和3年3月	2030年度に 2013年度比 16%削減	令和3年3月	2030年度に 2013年度比 20%削減
伊勢市	令和5年1月 パプコメ済み	2030年度に 2013年度比 46%削減	令和5年1月 パプコメ済み	2030年度に 2013年度比 50%削減
いなべ市	—	—	令和4年3月	2030年度に 2013年度比 34%削減
亀山市	令和3年6月	2030年度に 2013年度比 13%削減	令和3年6月	2030年度に 2013年度比 26%削減
松坂市	—	—	令和4年3月	2026 年度に 2013年度比 20%削減
鳥羽市	—	—	令和2年	2030年度に 2013年度比 40%削減
志摩市	令和4年3月	2025 年度に 2013年度比 29%削減 (2030年度は 46%削減)	平成30年	2025 年度に 2006 年度比 50%削減
尾鷲市	—	—	令和3年4月	2030年度に 2013年度比 40%削減
熊野市	—	—	令和3年4月	2026 年度に 2013年度比 30%削減
菰野町	—	—	令和4年1月	2025 年度に 2013年度比 15%削減
南伊勢町	—	—	令和元年	2025 年度に 2018 年度比 3%削減
紀北町	—	—	令和元年	2023 年度に 2018 年度比 2.6%削減
東員町	—	—	平成27年	2020 年度に 2013年度比 6.8%削減

2-3 東員町 2030 年度二酸化炭素排出量推計 ※修正推計方法を適用

○第2回専門部会で報告した、東員町の二酸化炭素排出量の現況推計結果を以下に示します。2019年度二酸化炭素排出量は、2013年度比で10.7%削減と推計されました。

表 2-3-1 二酸化炭素排出量の推移

部門・分野	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)
	kt-CO ₂	kt-CO ₂	kt-CO ₂	kt-CO ₂	kt-CO ₂	kt-CO ₂	kt-CO ₂
二酸化炭素排出量	324.6	314.7	301.7	298.4	294.0	297.0	290.0
産業部門	209.9	206.3	199.9	197.4	196.3	202.1	198.2
製造業	206.5	203.1	193.7	192.5	191.4	197.4	193.4
建設業・鉱業	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9
農林水産業	2.1	1.9	5.0	3.8	3.9	3.8	3.9
業務その他部門	25.2	25.0	22.3	21.7	20.0	20.8	18.6
家庭部門	37.5	33.8	31.9	33.0	32.4	29.7	28.2
運輸部門	52.1	49.7	47.6	46.3	45.3	44.4	43.4
自動車							
旅客	32.5	31.6	28.5	28.0	27.6	27.1	26.5
貨物	19.1	17.8	18.8	18.0	17.3	17.0	16.6
鉄道	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
廃棄物分野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6
2013年度比削減率	—	3.0%	7.1%	8.1%	9.4%	8.5%	10.7%

○2030年度東員町排出量（現状すう勢）は、県計画と同様5%減の307.5kt-CO₂と推計。

○国施策による削減量は104.2kt-CO₂、県施策による排出削減は31.1kt-CO₂と推計。

○町施策による削減量は、県計画「市町における脱炭素への取組の促進（区域施策編の策定市町数増加により追加対策が進むと想定）」の東員町寄与分1.5kt-CO₂を適用。

○以上より、2030年度東員町二酸化炭素排出量は、172.3kt-CO₂（46.9%削減）と推計されます。

○これより、町施策による削減量は1.5kt-CO₂以上、2030年度削減目標は-46.9%以上を軸に町の削減目標を検討します。

表 2-3-2 2030年度東員町二酸化炭素排出量推計結果

部門・分野	2013年度 実績 (kt-CO ₂)	2030年度						
		現状すう勢 (BAU)		目標値				
		排出量 (kt-CO ₂)	基準 年度比	排出量 (kt-CO ₂)	基準 年度比	削減量内訳 (kt-CO ₂)		
						国施策	県施策	町施策
産業部門	209.9	205.7	-2.0%	119.4	-43.1%	-62.3	-24.0	要 検 討
業務その他部門	25.2	21.4	-15.1%	5.4	-78.6%	-13.4	-2.6	
家庭部門	37.5	28.9	-22.9%	13.4	-64.3%	-13.7	-1.8	
運輸部門	52.1	51.5	-1.2%	35.1	-32.7%	-13.7	-2.7	
廃棄物分野	0.0	1.6	—	0.6	—	-1.0	—	
二酸化炭素排出量	324.6	307.5	-5.3%	172.3	-46.9%	-104.2	-31.1	-1.5

注)現状すう勢排出量、国・県施策の削減量及び推計方法は資料編-2に示します。

-1.5kt-CO₂を町施策による削減量の最小限度とし、どの程度嵩上げ可能かを検討

2-4 東員町の削減目標、再エネ導入目標の設定（案）

○2030 年度目標値と達成に必要な町施策の削減量を以下に示します。

○「目標：47%削減」は、国・県の施策に沿った取組で達成可能と考えられます。

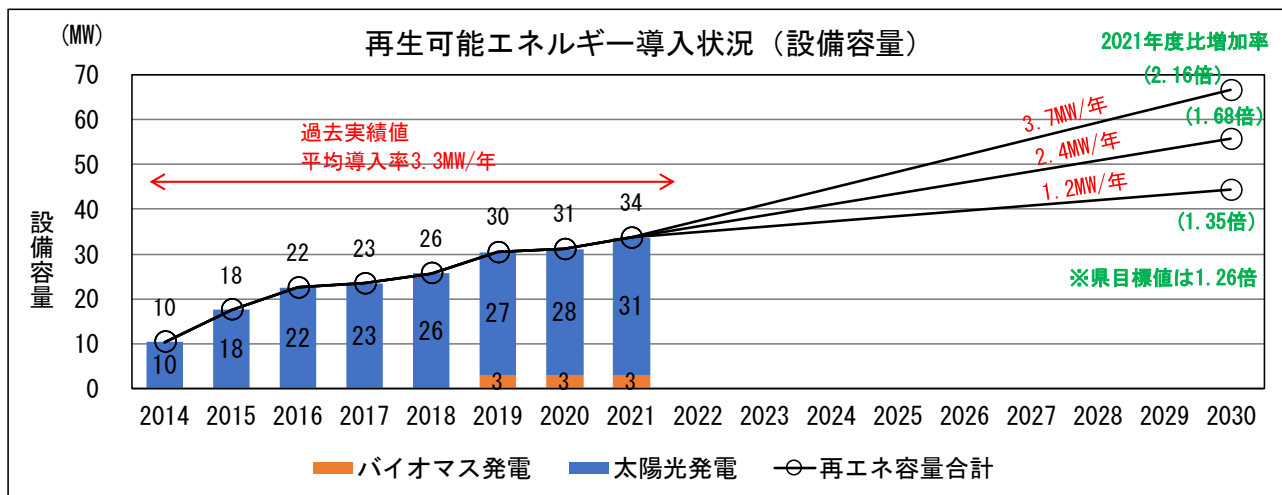
○「目標：48%削減」は、再エネ設備導入の嵩上げ等により達成可能と考えられます。

○「目標：49%削減」「目標：50%削減」は、再エネ設備導入の大幅な嵩上げが必要となります。

※再エネ設備導入では、自家消費型の導入や地域新電力による電力地産地消の推進を前提としています。

表 2-4-1 2030 年度目標設定に係る整理表

削減目標(案)	目標達成に必要な町削減量	目標達成に必要な条件の試算
46%削減(国)	—	・国、県の施策への協調で達成が見込まれます。
47%削減(県)	1,800t-CO ₂	・県計画「市町における脱炭素への取組の促進」（一般的な施策の推進）の平均的な削減量で、ほぼ達成が見込まれます。
48%削減	5,000t-CO ₂	・47%削減から約3,200t-CO ₂ の削減量上乗せが必要となります。これは、自家消費型太陽光発電設備で約11MWの導入に相当します。 (再エネ：約3200t-CO ₂ 削減、その他取組：約1800t-CO ₂ 削減)
49%削減	8,300t-CO ₂	・47%削減から約6,500t-CO ₂ の削減量上乗せが必要となります。これは自家消費型太陽光発電設備で約22MWの導入に相当します。 (再エネ：約6000t-CO ₂ 削減、その他取組：約2300t-CO ₂ 削減)
50%削減	11,500t-CO ₂	・47%削減から約10,000t-CO ₂ の削減量上乗せが必要となります。これは、自家消費型太陽光発電設備で約33MWの導入に相当します。 (再エネ：約9000t-CO ₂ 削減、その他取組：約2500t-CO ₂ 削減)



○以上より、東員町の目標としては、県目標を1%嵩上げした「2030 年度二酸化炭素排出量を 2013 年度比で 48%削減」が考えられます。

○この場合、再エネ導入目標も県目標値「設備容量を 2021 年度 1.26 倍に増加」を「設備容量を 2021 年度 1.35 倍以上に増加」に嵩上げする必要があります。

表 2-4-2 ゼロカーボン実現計画 2030 年度目標（案）

	2030 年度二酸化炭素削減目標	2030 年度再エネ導入目標
目標案①	2013 年度比 47%削減 (=県目標)	2021 年度比 1.26 倍 (=県目標)
目標案②	2013 年度比 48%削減	2021 年度比 1.35 倍
目標案③	2013 年度比 49%削減	2021 年度比 1.70 倍

2-5 現段階で想定される町の取組と削減効果試算

- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年；国・地方脱炭素実現会議）を参考に、現段階で想定される主な取組を例示します。
- 次頁に取組効果の大まかな概算を示します。再エネ導入（①再エネポテンシャルの最大活用）以外で、概ね2300t-CO₂程度の削減が期待できると考えられます。
- 表 2-5-2 に再エネ導入11MWの目安を示しますが、町の地勢を考えるとやや厳しく、再エネ導入と併せて「ZEHの普及」や「再エネ電気プランへの切り替え」等、削減効果の大きい取組を拡大する必要があります。

表 2-5-1 地域脱炭素ロードマップの概要と町の取組施策の整理・抽出（例）

地域脱炭素ロードマップの概要	町における取組・施策（例）
①再エネポテンシャルの最大活用	<ul style="list-style-type: none"> ☑再エネ設備の導入促進 ☑地域新電力によるエネ地産地消 ☑脱炭素と地域創生の好循環 ☑省エネ設備の導入促進 ☑省エネ改築、省エネ家電の普及 ☑次世代自動車の普及促進、環境整備 ☑再エネ熱設備の導入促進 ☑木質バイオマス活用の検討 ☑未利用熱活用の調査・検討 ☑エネルギー最適制御の調査・検討 ☑AI、IoTによる最適制御の普及 ☑屋外照明スマート化の推進 ☑プラスチックごみの削減 ☑食品ロス、家庭ごみの削減 ☑循環型社会構築の推進 ☑脱炭素ライフスタイルの普及 ☑町における率先行動の実施 ☑地域循環共生圏構築の推進 ☑都市公園等の公共空間の緑化 ☑緑地・保護区等の確保 ☑環境保全型農業の普及・推進
<ul style="list-style-type: none"> ・最大限の再エネ導入 ・電力地産地消 	
②住宅・建築物の省エネ及び次世代自動車の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・新築建物 ZEB、ZEH 普及、既存建物省エネ改修 ・次世代自動車の普及 	
③再エネ熱やカーボンニュートラル燃料の利用	
<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ熱の利用 ・木質バイオマス等、バイオガスの利活用 	
④地域特性に応じたデジタル技術の活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域マイクログリッド等と EMS 最適運用 ・AI、IoTによる最適制御、光熱費みえる化 	
⑤資源循環の高度化	
<ul style="list-style-type: none"> ・3R+Renewable、循環資源の利用 ・環境配慮設計製品の促進 	
⑥CO₂排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通	
<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂排出実質ゼロ電気の融通 ・J-クレジット等の活用 	
⑦地域の自然資源等を生かした吸収源対策等	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共空間の緑化、緑地創出 ・環境保全型農業、農地土壌への炭素貯留 	

表 2-5-2 設備容量11MW設置に要する建物・土地面積の試算

区分	発電パネル設置密度 (kw/m ²)	11MWに必要な設置面積 (m ²)	建物・土地の設置面積割合 (%)	必要な建物・土地面積 (m ²)	東員町の概況
屋根設置型（戸建て住宅）	0.167	658,683	46%	1,431,919	普通建物面積 1,923,929m ²
屋根設置型（住宅以外）	0.111	990,991	46%	2,154,328	堅ろう建物面積 93,326m ²
営農型（農地）	0.04	2,750,000	60%	4,583,333 (458ha)	耕地面積 539ha
水上設置型（ため池）	0.111	990,991	40%	2,477,477 (248ha)	特定ため池 6.3ha
地上設置型（造成地・荒地）	0.111	990,991	100%	990,991 (99ha)	山林原野 131ha

注) 東員町概況は「東員町データ集」または地理情報からの概算読み取り値です。

表 2-5-3 地域脱炭素ロードマップを踏まえた、町取組の効果概算

区分	取組	内容	取組効果	町の役割・取組
①再エネポテンシャルの最大活用	自家消費型太陽光発電の普及 【産業・業務・家庭・運輸】	自家消費型太陽光発電の普及を促進する	【要検討】	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■電力地産地消に向けた調査検討
②住宅・建築物の省エネ及び次世代自動車の活用	ZEH、省エネルギーフォーム等の推進【家庭】	新築住宅 ZEH 化や建物改築時の省エネルギーフォームを推進する	2030 年までに世帯の約 1% (100 世帯) が ZEH に建替えた場合、3.54t-CO ₂ /戸(環境省)より、 354t-CO₂削減 、世帯の約 5% (500 世帯) が省エネルギーフォームした場合、142kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 71t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■省エネ製品・サービスの情報提供
	省エネ家電への買い換え【家庭】	家電の買い替えに合わせて、省エネ家電へ買い替え	世帯の約 10% (1000 世帯) が取り組んだ場合、163kg-CO ₂ /世帯(環境省)より 163t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成
	宅配の再配達削減【家庭】	置き配等を活用し、宅配サービスの再配達を削減	世帯の約 10% (1000 世帯) が取り組んだ場合、7kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 7t-CO₂削減	
	節電【家庭】	こまめなスイッチオフで待機電力を削減	世帯の約 10% (1000 世帯) がエアコン使用を 1 時間短縮した場合、26kg-CO ₂ /台(環境省)より、 26t-CO₂削減	
	クールビズ・ウォームビズ【業務・家庭】	適度な冷暖房、気候に合わせた服装を推進する	取組人数が人口比 5% 増加(約 1300 人)した場合、19kg-CO ₂ /人(環境省)より 25t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■環境整備の推進 ■省エネ製品・サービスの情報提供
	ゼロカーボン・ドライブの推進【運輸】	自動車の買い替え時に次世代自動車へ買い替える	乗用車保有台数の約 10% (1000 台) が買い替えた場合、242kg-CO ₂ /人(環境省)より、 242t-CO₂削減	
	エコドライブ【運輸】	燃料消費量や CO ₂ 排出量を減らすエコドライブに取り組む	乗用車保有台数の約 10% (1000 台) が取り組んだ場合、184kg-CO ₂ /人(環境省)より、 184t-CO₂削減	
③地域特性に応じたデジタル技術の活用	IT 活用による消費エネ見える化【家庭】	電力使用量(料金)の見える化等により光熱費の節約意識につなげる	世帯の約 10% (1000 世帯) が取り組んだ場合、59kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 59t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■省エネ製品・サービスの情報提供
④資源循環の高度化	ごみ分別の徹底【家庭・廃棄物】	容器包装プラスチックを全て分別してリサイクルする	世帯の約 20% (2000 世帯) が取り組んだ場合、4kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 8t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■省エネ製品・サービスの情報提供
	服を大切に着る(衣類廃棄物削減)【家庭・廃棄物】	今持っている服を長く大切に着ることで衣類廃棄物削減を削減	人口の約 10% (2600 人) が衣類購入量を 1/4 にした場合、4kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 10t-CO₂削減	
	食品地産地消の推進【家庭・廃棄物】	国産の物、地域の物、旬の物を選択して購入する	世帯の約 20% (2000 世帯) が取り組んだ場合、8kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 8t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成
	食品ロスの削減【家庭・廃棄物】	食べ残し削減、適切な食材購入、フードバンク等	東員町で食品ロスがほぼゼロになった場合、54kg-CO ₂ /世帯(環境省)より、 104t-CO₂削減	
⑤CO ₂ 排出実質ゼロの電気・熱・燃料の融通	再エネ電気プランへの切り替え【家庭】	電気契約を CO ₂ 排出量ゼロの電気プランへ切り替える	世帯の約 5% (500 世帯) が取り組んだ場合、1.85t-CO ₂ /世帯(環境省)より、 925t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■電力地産地消に向けた調査検討
⑥地域の自然資源等を生かした吸収源対策等	環境保全型農業の推進【吸収源対策】	環境保全型農業や農業残渣のバイオ炭化により土壌の炭素蓄積を高める	水稲作付面積(約 330ha)から約 1500t の稲わら発生すると考え、未利用分(仮に 15%とする)を炭化して農地還元した場合 134t-CO₂削減	<ul style="list-style-type: none"> ■脱炭素に関する町民意識の醸成 ■省エネ製品・サービスの情報提供
削減量合計			①を除くと 約 2,300t-CO₂	

3. 地域脱炭素化促進事業と促進区域について

3-1 地域脱炭素化促進事業について

- 令和3年改正「地球温暖化対策の推進に関する法律」（改正温対法）では、地方公共団体実行計画制度を拡充し、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、**地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図る**ため、「**地域脱炭素化促進事業**」に関する制度が盛り込まれました。
- 同制度のメリットと行政等の役割は以下に示します。なお、改正温対法第21条第5項では、「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努めるものとする」との**努力義務条項**が盛り込まれています。

表 3-1-1 地域脱炭素化促進事業制度の役割とメリット

	メリット	役割
行政	再エネ活用や誘導エリアを地域で議論して合意形成し、脱炭素を推進できる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の目標を踏まえて、再エネ導入を促進するエリア(促進区域)を設定 ・事業者の再エネ事業計画を認定
事業者	事業者は、促進区域における事業の予見可能性が向上する（手続き簡略化）	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域において、環境・社会・経済に貢献する再エネ事業を実施
地域	地域に役立つ（防災や雇用その他）再エネ事業が誘致できる	<ul style="list-style-type: none"> ・促進区域や再エネ事業に求める取組について議論、合意形成



(出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）、令和5年3月；環境省）

図 3-1-1 地域脱炭素化促進事業制度の概要

【改正温対法第21条第5項】

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 **地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）**
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

3-2 地域脱炭素化促進事業の促進区域について

- 同制度では、市町村は積極的に再エネ導入を行う区域を「促進区域」と設定することができます。
- 促進区域の設定に当たり、環境保全や防災の観点から、促進区域から除外すべき区域、考慮を要する区域の基準（国基準、県基準）が設定されています。

実施すべき事項	実施主体	実施すべき事項のイメージ		
1. 国の環境保全に係る基準の設定(環境省令) 国は、環境保全上の支障を及ぼすおそれがないものとして定める省令によって、全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定める。	国	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
2. 都道府県の環境配慮基準の設定 都道府県は、国の基準を踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して都道府県の環境配慮基準を定める。	都道府県	その他のエリア	市町村が考慮すべき区域・事項	除外すべき区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定 市町村は、自ら定める再エネ導入目標を念頭に置き、国・都道府県の基準に基づき、環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点も考慮しながら促進区域等を設定する。	市町村	<地方公共団体実行計画> 促進区域・地域の環境の保全のための取組等		・協議会等の協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定 事業者は、促進区域において整備する施設の種別・規模や「地域の環境の保全のための取組」や「地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組」の内容等を「地域脱炭素社会促進事業計画」として作成・申請する。	事業者	<地域脱炭素化促進事業計画> 地域脱炭素化促進施設の整備 地域の脱炭素化のための取組 地域の環境の保全のための取組 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組		
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定 事業者から提出された地域脱炭素化促進事業計画について、市町村が上記3の事項との適合性等を審査し、事業を認定する。	市町村			・協議会等での協議 ・ワンストップ化の特例 ・アセス配慮書省略

図 3-2-1 促進区域の設定から地域脱炭素化促進事業計画の認定までの手順

- 東員町内の促進区域除外区域（国及び県第一号基準）の該当状況を下表及び次頁に示します。
- 東員町では、面積 22.66km²のうち、約40%（約8.7km²）が三重県第1号基準に基づく除外区域（積極的な再エネ導入に適さない区域）に該当します。
- 再エネ導入推進の観点では促進区域の設定は有効と考えられますが、町区域の大半が除外区域に該当することから、今回のゼロカーボン実現計画では、地域脱炭素化促進事業及び促進区域は取り扱わない方針としたいと考えます。

表 3-2-1 国及び県第一号基準の該当状況

区分	地域・区域	東員町
国基準	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	該当地なし
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海城公園地区及び第1種特別地域	該当地なし
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	該当地なし
	生息地等保護区のうち管理地区	該当地なし
三重県第1号基準	特定水源地域	該当地なし
	砂防指定地	該当地なし
	急傾斜地崩壊危険区域	該当地あり
	地すべり防止区域	該当地なし
	保安林、地域森林計画対象民有林	該当地あり
	三重県指定鳥獣保護区の特別保護地区	該当地なし
	三重県自然環境保全地域	該当地なし
	国立／国定公園の特別地域	該当地なし
	三重県立自然公園の特別保護地区、海城公園地区、特別地域	該当地なし
	風致地区	該当地なし
	熊野川流域景観区域	該当地なし
	土砂災害特別警戒区域	該当地あり
	農用地区域、甲種農地、第1種農地	該当地あり
	世界文化遺産及び緩衝地帯	該当地なし
文化財該当地（史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財包蔵地など）	該当地あり	

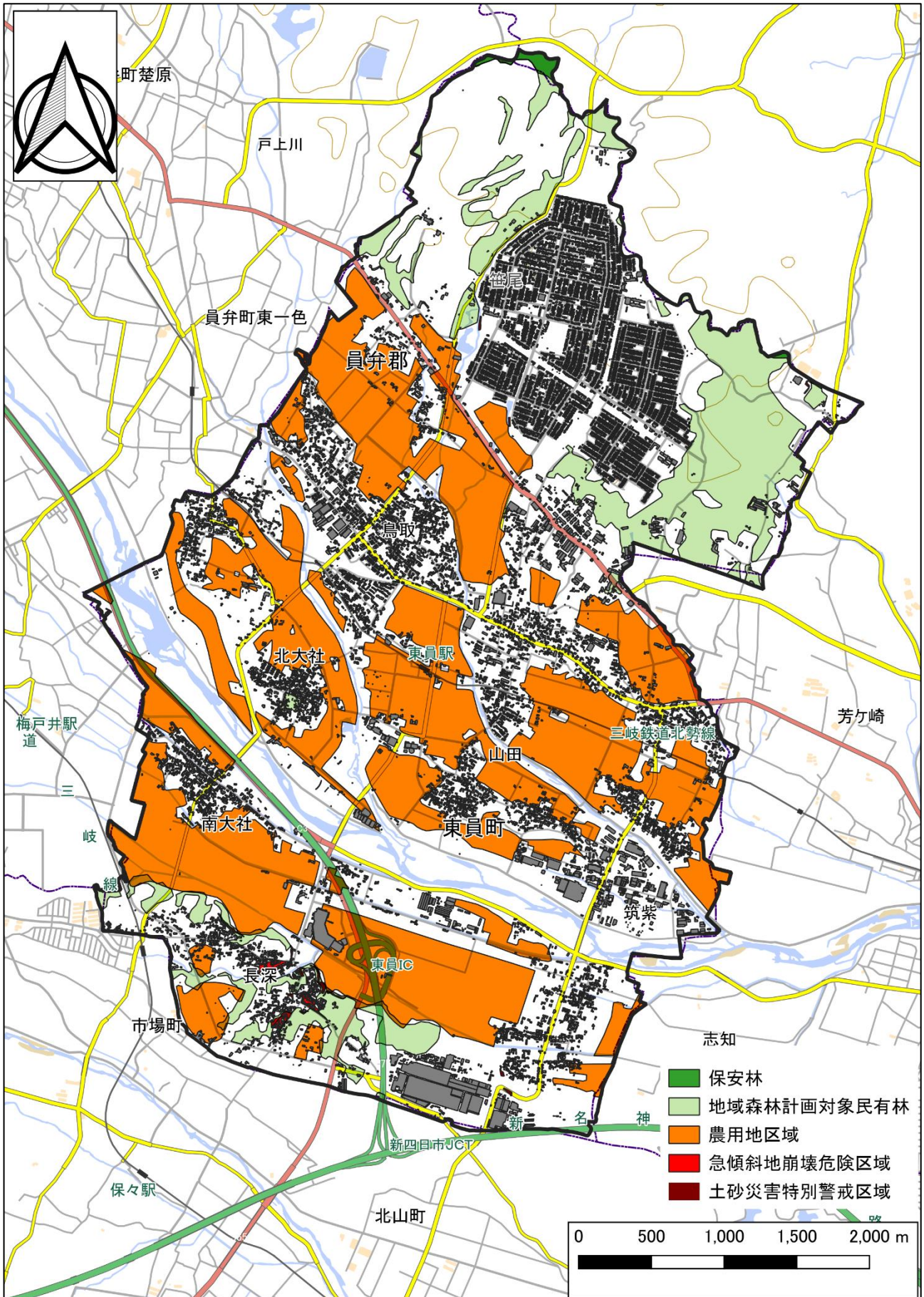


図 3-2-2 促進区域除外区域（国基準、県第 1 号基準）の状況

4. 【事務事業】2030年度二酸化炭素排出量削減目標の設定

4-1 事務事業編削減目標について

○事務事業編においては、ゼロカーボン宣言を踏まえると共に、政府実行計画の目標値（50%削減）、県庁の目標（52%削減）を踏まえ、2013年度比50%削減以上（排出量1,597t-CO₂以下）を軸に目標値を検討します。

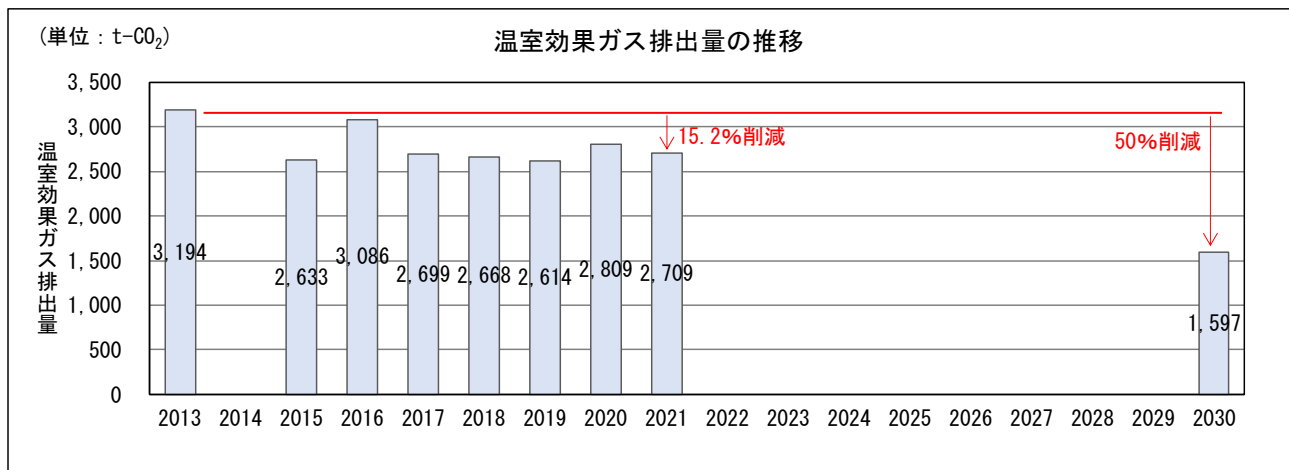


図 4-1-1 東員町（事務事業）温室効果ガス排出量の現状及び将来目標

- 東員町の2030年度温室効果ガス排出量推計（事務事業）の見通しを以下に示します。
- 電力排出係数が国目標を達成した場合は、41%削減と見込まれます。
- 上記に加え、町内30施設にLED照明を導入した場合は最大49%削減と見込まれます。
- 更に、改修14施設に自家消費型太陽光発電を導入した場合は最大69%削減が見込まれます。
- 以上の概略検討並びに設備導入の不確実性（構造面での導入可能性等は未検討）を踏まえ、事務事業編の削減目標は、2013年度比54%削減（排出量1,469t-CO₂）が考えられます。

表 4-1-1 東員町（事務事業）2030年度温室効果ガス排出量推計

施策		削減量内訳	備考・前提条件
2013年度温室効果ガス排出量		3,194t-CO ₂	基準年度
2021年度温室効果ガス排出量		2,709t-CO ₂	現況最新年度（2013年度比15.2%削減）
対策	①電力排出係数目標達成による効果	824t-CO ₂	国目標(0.250kg-CO ₂ /kWh)を達成
	②LED照明の導入	257t-CO ₂	町30施設にLED照明導入（表4-1-2参照）
	③屋根置き型太陽光発電設備の導入	625t-CO ₂	2030年度までに改修が予定される14施設に太陽光発電導入（表4-1-3参照）
①達成時の2030年度排出量		1,885t-CO ₂	2013年度比41%削減
①②達成時の2030年度排出量		1,628t-CO ₂	2013年度比49%削減
①②[③進捗30%]の2030年度排出量		1,441t-CO ₂	2013年度比54%削減
①②[③進捗100%]の2030年度排出量		1,003t-CO ₂	2013年度比69%削減

注) 1. CO₂削減効果は2030年度排出係数目標値0.250kg-CO₂/kWhより概算した。

表 4-1-2 LED 導入による省エネ効果

No.	施設名	既存消費 電力量 (kWh/年)	改修後 消費電力量 (kWh/年)	比率	CO ₂ 削減効果 (t-CO ₂)
1	神田幼稚園・東員保育園	53,939	17,829	33.1%	9.0
2	稲部幼稚園・いなべ保育園	16,855	6,193	36.7%	2.7
3	三和幼稚園・みなみ保育園	43,798	15,013	34.3%	7.2
4	笹尾西幼稚園・笹尾第一保育園	20,617	7,075	34.3%	3.4
5	笹尾東幼稚園・笹尾第二保育園	25,589	7,855	30.7%	4.4
6	城山幼稚園・しろやま保育園	17,246	4,231	24.5%	3.3
7	稲部小学校	41,493	14,822	35.7%	6.7
8	三和小学校	62,969	16,489	26.2%	11.6
9	笹尾東小学校	60,051	14,871	24.8%	11.3
10	城山小学校	87,769	21,319	24.3%	16.6
11	学校給食センター	20,037	5,091	25.4%	3.7
12	第1神田学童保育所	2,101	838	39.9%	0.3
13	学童クラブバンブーキッズ西	3,215	1,231	38.3%	0.5
14	庁舎敷地街路灯	75,349	8,142	10.8%	16.8
15	中部公園	63,595	20,749	32.6%	10.7
16	その他公園	73,356	16,296	22.2%	14.3
17	総合文化センター	162,693	34,999	21.5%	31.9
18	スポーツ公園陸上競技場	39,634	11,670	29.4%	7.0
19	総合体育館	89,174	15,602	17.5%	18.4
20	東員中央球場	74,620	26,663	35.7%	12.0
21	城山テニスコート	31,811	9,729	30.6%	5.5
22	東員町営住宅（長深団地18戸）	9,557	1,915	20.0%	1.9
23	西庁舎	30,911	12,374	40.0%	4.6
24	幽静館	7,324	1,031	14.1%	1.6
25	道路照明灯	242,665	52,039	21.4%	47.7
26	長深地内ボックス内照明灯	3,324	687	20.7%	0.7
27	シンボルタワー	3,614	695	19.2%	0.7
28	東員駅前	10,731	4,906	45.7%	1.5
29	東員駅北	3,614	1,254	34.7%	0.6
30	穴太駅	7,661	3,390	44.3%	1.1
	合計	1,385,312	354,998	25.6%	257.6

注) 1. CO₂削減効果は2030年度排出係数目標値0.250kg-CO₂/kWhより概算した。

表 4-1-3 太陽光パネル設置場所候補の屋根面積及び発電コストレビューシート(資源エネルギー庁)による試算

施設名	改修時期	設置面積 (m ²)	設備容量 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	概算建設費 (万円)
稲部小学校	2023	1,620	180	270,938	3,740
笹尾東小学校	2024	1,930	214	322,785	4,456
陸上競技場	2024	350	39	58,536	808
みなみ保育園・三和幼稚園	2025	370	41	61,881	854
いなべ保育園・稲部幼稚園	2026	1,100	122	183,971	2,540
神田小学校	2026	1,510	168	252,541	3,486
武道館	2027	430	48	71,916	993
第二保育園・笹尾東幼稚園	2028	400	44	66,898	924
役場西庁舎	2029	580	64	97,003	1,339
町営住宅(長深)	2029	570	63	95,330	1,316
城山小学校	2029	3,200	355	535,187	7,388
町営住宅(大木ABC)	2030	300	33	50,174	693
三和小学校	2030	1,530	170	255,886	3,532
笹尾西小学校	2030	1,380	153	230,799	3,186
斎苑	2031	380	42	63,553	877
ふれあいセンター	2031	710	79	118,745	1,639
しろやま保育園・城山幼稚園	2031	800	89	133,797	1,847
東員第二中学校	2031	3,370	374	563,619	7,781
総合文化センター	2031	1,540	171	257,559	3,556
保健福祉センター	2032	580	64	97,003	1,339
町営住宅(大木DE)	2032	200	22	33,449	462
共同福祉施設	2033	270	30	45,156	623
給食センター	2033	760	84	127,107	1,755
笹尾コミュニティセンター	2033	170	19	28,432	392
役場本庁舎	2034	1,740	193	291,008	4,017
総合体育館	2036	2,840	315	474,978	6,557
東員保育園・神田幼稚園	2037	560	62	93,658	1,293
ストックヤード	未定	770	85	128,779	1,778
第一保育園・笹尾西幼稚園	未定	800	89	133,797	1,847
合計		30,760	3,414	5,144,484	71,019

- 注) 1. 設備容量はREPOSの太陽光発電設置密度0.111kW/m²より設定した。
 2. 年間発電量は発電コストレビューシートより設備利用率17.2%より概算した。
 3. 概算建設費は、発電コストレビューシート(経済産業省)より20.8万円/kWとして概算した。

資料編

資料-1：東員町二酸化炭素排出量の推計方法について

○東員町の二酸化炭素排出量の算定式を以下に示します。環境省「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」を活用することで、前回報告（環境省参考推計）より実情に近いものとしています。

【参考 2-1】 算定方法見直し後の二酸化炭素排出量算定式

部門等		算定手法	二酸化炭素排出量の算定式	統計資料
産業	農林水産業	都道府県按分法	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (三重県炭素排出量 × 東員町従業者数(人) ÷ 三重県従業者数(人) × 換算係数)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁) 経済センサス(活動調査)(総務省)
	鉱業・建設業	都道府県按分法	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (三重県炭素排出量 × 東員町従業者数(人) ÷ 三重県従業者数(人) × 換算係数)	
	製造業	都道府県按分法 + 実績値活用	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (業種別二酸化炭素排出量) 業種別二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (三重県業種別炭素排出量 × 東員町業種別製造品出荷額等(万円) ÷ 三重県業種別製造品出荷額等(万円) × 換算係数) ※一部業種は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」公表値を活用	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁) 工業統計調査(経済産業省)、経済センサス(総務省) 温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度開示請求資料(環境省)
業務その他		都道府県按分法 + 実績値活用	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (三重県業務部門燃料消費量 × 東員町業務延床面積(m ²) ÷ 三重県業務延床面積(m ²) × 換算係数) ※一部業種は「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度」公表値を活用	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁) 固定資産概要調査(総務省)
家庭		都道府県按分法	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (三重県家庭部門燃料消費量 × 東員町世帯数(世帯) ÷ 三重県世帯数(世帯) × 換算係数)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別エネルギー消費統計(資源エネルギー庁) 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)
運輸	自動車	道路交通センサス自動車起終点調査データ活用法	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = Σ (人口当たりトリップ数 × 1トリップ当たり走行距離(km/Trip) × 車種排出係数(t-CO ₂ /km) × 年間日数(日) × 人口(人)) 人口当たりトリップ数 (Trip/1000人) = 人口当たり車種別自動車保有台数(台/1000人) × 車両運行率(%) × 実稼働台数当たりトリップ数(Trip/台)	<ul style="list-style-type: none"> 三重県統計書(三重県) 運輸部門(自動車) CO₂排出量推計データ(環境省)
	鉄道	全国按分法	エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = 三岐鉄道電気消費量 × 電気排出係数 × (東員町内営業キロ(km) ÷ 三岐鉄道全営業キロ(km))	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道統計年報(国土交通省)
廃棄物		原単位法	非エネルギー起源二酸化炭素排出量 (kt-CO ₂) = 東員町一般廃棄物焼却処分量(kt) × 廃プラ含有率(%) × CO ₂ 排出係数	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理実態調査(環境省)

資料-2：二酸化炭素排出量の将来推計・削減量の算定について

○現状すう勢排出量の推計方法、削減量の推計方法は以下のとおりとします。

【参考 2-1】三重県の温室効果ガス排出量・削減量の推計方法

【現状すう勢（BAU）排出量推計方法】

- 三重県では、現状年度(2019年度)の活動量（人口、世帯数、製造品出荷額、従業者数、床面積等）実績を基準に、2030年度の活動量将来推計値との変化率を乗じて算出されています。

$$\text{BAU 排出量} = \text{現状年度の温室効果ガス排出量} \times \frac{\text{活動量変化率}}{\frac{\text{2030年度想定活動量}}{\text{現状年度活動量}}}$$

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（平成 29 年 3 月）

- これを踏まえ、2030年度の現状すう勢排出量は、県計画の現状すう勢を参考に、東員町の統計情報を踏まえて、2013年度排出量から以下のとおり増減するものとししました。

現状すう勢（BAU）排出量の条件

部門等	三重県の現状すう勢条件	東員町の現状すう勢条件
産業	2013年度比で排出量 2%減少	2013年度比で排出量 2%減少
業務その他	2013年度比で排出量 25%減少	2013年度比で排出量 15%減少
家庭	2013年度比で排出量 23%減少	2013年度比で排出量 23%減少
運輸	2013年度比で排出量 1%減少	2013年度比で排出量 1%減少
廃棄物	2013年度比で排出量 7%増加	2019年度排出量と 2030年人口比より算出

注) 1. 産業、運輸、家庭部門は県 BAU 排出削減の値をそのまま準用しました。

2. 業務その他部門は、東員町は 2013～2019 年にかけて大幅に延床面積が増加しているため、BAU 条件を補正して適用しました。（延床面積：県 2%増加、東員町 66%増加）

3. 廃棄物は 2019 年度実績と 2030 年推計人口より算定しました（2013 年度排出量 0 であるため）。なお、2019 年度人口は 25,918 人、2030 年度人口は 26,374 人（第 6 次東員町総合計画）としました。

【国・県施策による削減効果の推計方法】

- 県計画では、国の「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」で示された排出削減見込量を、全国と三重県の活動量（人口、世帯数、製造品出荷額、従業者数、床面積等）の比率で按分して算定されています。

$$\text{三重県削減量見込み} = \text{国削減量見込み} \times \text{活動量の割合（=県/国）}$$

- これを踏まえ、県削減量を県と東員町の活動量の比率で按分して、町における国・県施策による削減量を推計します。

$$\text{東員町削減量見込み} = \text{県削減量見込み} \times \text{活動量の割合（=町/県）}$$

【参考 2-2】 産業・業務・家庭・運輸・廃棄物部門の国施策による県削減量（単位：kt-CO₂）

区分	対策の概要	削減量
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	1,125
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	2
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（化学工業）	159
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（窯業・土石製品製造業）	30
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造業）	1
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車使用分野）	4
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）	25
	業種間連携省エネルギーの取組推進	26
	燃料転換の推進	70
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	62
	電力排出係数の低減	2051
	再生可能エネルギー熱の利用拡大	131
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（石油製品製造分野）	76
	J-クレジット制度の活性化	138
業務	建築物の省エネルギー化	97
	高効率な省エネルギー機器の普及	49
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	62
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	42
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	1
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	11
	廃棄物処理における取組	26
	電力排出係数の低減	800
	再生可能エネルギー熱の利用拡大	7
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	2
	J-クレジット制度の活性化	26
家庭	住宅の省エネルギー化	107
	高効率な省エネルギー機器の普及	187
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	57
	HEMS・スマートメータ・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	72
	電力排出係数の低減	685
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	11
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善等	496
	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進、LED 道路照明の整備促進等）	77
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	19
	公共交通機関及び自転車の利用促進	36
	鉄道分野の脱炭素化	118
	船舶分野の脱炭素化	28
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	84
	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	55
	物流施設の脱炭素化の推進	2
	港湾における取組	18
	電力排出係数の低減	23
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	155
	J-クレジット制度の活性化	38
廃棄物	バイオマスプラスチック類の普及	14
	廃棄物焼却量の削減	14

【参考 2-3】産業・業務・家庭・運輸・廃棄物部門の県独自施策による削減量（単位：kt-CO₂）

区分	対策の概要	削減量算定の考え方	削減量
産業	大規模事業所の自主的取組の促進	計画書制度対象事業所における削減取組がより促進すると想定	539
	県内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進	アドバイザー派遣を受けた事業所で排出削減が継続すると想定	513
	再生可能エネルギーの導入促進	三重県新エネルギービジョンの導入目標を達成すると想定	449
	市町における脱炭素への取組の促進	地方公共団体実行計画（区域施策）の策定市町数増加により追加対策が進むと想定	29
業務	大規模事業所の自主的取組の促進	計画書制度対象事業所における削減取組がより促進すると想定	33
	県内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進	アドバイザー派遣を受けた事業所で排出削減が継続すると想定	24
	ZEB の普及	建築物の新築、増改築において、ZEB 化が進むと想定	6
	再生可能エネルギーの導入促進	三重県新エネルギービジョンの導入目標を達成すると想定	155
	市町における脱炭素への取組の促進	地方公共団体実行計画（区域施策）の策定市町数増加により追加対策が進むと想定	39
家庭	県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進	出前講座やイベントの参加者の一部が排出削減の行動をとると想定	2
	県民運動の展開	県民運動に賛同した家庭が省エネ行動を実行すると想定	22
	ZEH の普及	ZEH普及が全国より進んでいる状況が継続すると想定	9
	省エネ家電の普及	「みえ省エネ家電推進協力店舗登録制度」により省エネ家電の普及が進むと想定	20
	環境に配慮した住まいづくり	長期優良住宅の認定割合が全国より進んでいる状況が継続すると想定	13
	再生可能エネルギーの利用促進	家庭で再エネを一定割合含む電力契約への切り替えが進むと想定	61
	再生可能エネルギーの導入促進	三重県新エネルギービジョンの導入目標を達成すると想定	18
	市町における脱炭素への取組の促進	地方公共団体実行計画（区域施策）の策定市町数増加により追加対策が進むと想定	39
運輸	エコ通勤、エコドライブの普及	エコ通勤デーにエコ通勤を行う自家用車・バイク等での通勤者が増加すると想定	2
	物流の効率化	宅配の再配達率の低減が進むと想定	9
	次世代自動車の導入促進	次世代自動車の普及が進むと想定	191
	市町における脱炭素への取組の促進	地方公共団体実行計画（区域施策）の策定市町数増加により追加対策が進むと想定	8
廃棄物	市町における脱炭素への取組の促進	地方公共団体実行計画（区域施策）の策定市町数増加により追加対策が進むと想定	1

【参考 2-4】 産業部門：国施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量（2019年）	単位	活動量（2019年）		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
産業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	1,125	製造品出荷額等（下記以外）	億円	89,443	1,363	17.1
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（鉄鋼業）	2	製造品出荷額等（鉄鋼業）	億円	1,184	7	0.0
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（化学工業）	159	製造品出荷額等（化学工業）	億円	12,879	301	3.7
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（窯業・土石製品製造業）	30	製造品出荷額等（窯業・土石製品製造業）	億円	2,747	40	0.4
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（パルプ・紙・紙加工品製造業）	1	製造品出荷額等（パルプ・紙・紙加工品製造業）	億円	918	0	0.0
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（建設施工・特殊自動車使用分野）	4	従業者数（鉱業・建設業）	人	47,014	429	0.0
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（施設園芸・農業機械・漁業分野）	25	従業者数（農林水産業）	人	8,567	40	0.1
	業種間連携省エネルギーの取組推進	26	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	0.4
	燃料転換の推進	70	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	1.1
	FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	62	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	1.0
	電力排出係数の低減	2,051	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	32.8
	再生可能エネルギー熱の利用拡大	131	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	2.1
	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（石油製品製造分野）	76	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	1.2
	J-クレジット制度の活性化	138	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	2.2
小計（産業部門）	3,898					62.3	

【参考 2-5】 産業部門：県独自施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量（2019年）	単位	活動量（2019年）		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
産業	大規模事業所の自主的取組の促進	539	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	8.6
	県内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進	513	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	8.2
	再生可能エネルギーの導入促進	449	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	7.2
	市町における脱炭素への取組の促進	29	製造品出荷額等（合計）	億円	107,173	1,712	0.5
	小計（産業部門）	1,530					24.4

【参考 2-6】 業務その他部門：国施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量 (2019 年)	単位	活動量 (2019 年)		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
業務	建築物の省エネルギー化	97	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	1.2
	高効率な省エネルギー機器の普及	49	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.6
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	62	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.7
	BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	42	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.5
	ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化	1	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.0
	上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入	11	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.1
	廃棄物処理における取組	26	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.3
	電力排出係数の低減	800	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	9.6
	再生可能エネルギー熱の利用拡大	7	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.1
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	2	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.0
	J-クレジット制度の活性化	26	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.3
	小計 (業務その他部門)	1,122					13.4

【参考 2-7】 業務その他部門：県独自施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量 (2019 年)	単位	活動量 (2019 年)		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
業務	大規模事業所の自主的取組の促進	33	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.4
	県内企業の脱炭素経営に向けた取組の促進	24	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.3
	ZEB の普及	6	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.1
	再生可能エネルギーの導入促進	155	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	1.9
	市町における脱炭素への取組の促進	39	業務延床面積	千 m ²	16,408	197	0.5
	小計 (産業部門)	257					3.1

【参考 2-8】 家庭部門：国施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量 (2019 年)	単位	活動量 (2019 年)		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
家庭	住宅の省エネルギー化	107	世帯数	世帯	802,803	9,852	1.3
	高効率な省エネルギー機器の普及	187	世帯数	世帯	802,803	9,852	2.3
	トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上	57	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.7
	HEMS・スマートメータ・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	72	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.9
	電力排出係数の低減	685	世帯数	世帯	802,803	9,852	8.4
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	11	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.1
	小計 (家庭部門)	1,120					13.7

【参考 2-9】 家庭部門：県独自施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量 (2019 年)	単位	活動量 (2019 年)		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
家庭	県民の環境意識の向上と環境に配慮した行動の促進	2	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.0
	県民運動の展開	22	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.3
	ZEH の普及	9	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.1
	省エネ家電の普及	20	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.2
	環境に配慮した住まいづくり	13	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.2
	再生可能エネルギーの利用促進	61	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.7
	再生可能エネルギーの導入促進	18	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.2
	市町における脱炭素への取組の促進	39	世帯数	世帯	802,803	9,852	0.5
	小計 (家庭部門)	184					2.3

【参考 2-10】 運輸部門：国施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量（2019年）	単位	活動量（2019年）		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
運輸	次世代自動車の普及、燃費改善等	496	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	6.6
	道路交通流対策（道路交通流対策等の推進、LED 道路照明の整備促進等）	77	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	1.0
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	19	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	0.3
	公共交通機関及び自転車の利用促進	36	自動車保有台数（バス）	台	3,438	16	0.2
	鉄道分野の脱炭素化	118	人口	人	1,813,859	25,918	1.7
	船舶分野の脱炭素化	28	—	—	—	—	0.0
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	84	自動車保有台数（貨物車）	台	122,427	1,526	1.0
	海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	55	—	—	—	—	0.0
	物流施設の脱炭素化の推進	2	自動車保有台数（貨物車）	台	122,427	1,526	0.0
	港湾における取組	18	—	—	—	—	0.0
	電力排出係数の低減	23	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	0.3
	脱炭素型ライフサイクルへの転換	155	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	2.1
	J-クレジット制度の活性化	38	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	0.5
	小計（運輸部門）	1,149					13.7

【参考 2-11】 運輸部門：県独自施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量（2019年）	単位	活動量（2019年）		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
運輸	エコ通勤、エコドライブの普及	2	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	0.0
	物流の効率化	9	人口	人	1,813,859	25,918	0.1
	次世代自動車の導入促進	191	自動車保有台数（合計）	台	1,521,312	20,313	2.6
	市町における脱炭素への取組の促進	8	人口	人	1,813,859	25,918	0.1
	小計（家庭部門）	210					2.7

【参考 2-12】 廃棄物部門：国施策による削減見込み

部門	対策の概要	県削減量	活動量（2019年）	単位	活動量（2019年）		東員町削減見込
		kt-CO ₂	名称		三重県	東員町	kt-CO ₂
廃棄物	バイオマスプラスチック類の普及	30	人口	人	1,813,859	25,918	0.4
	廃棄物焼却量の削減	100	ごみ焼却量	t	479,639	2,681	0.6
	小計（廃棄物部門）	130					1.0

資料-3：促進区域の係る基準について

【国基準】

①促進区域に含めない区域

区域概要	区域内容詳細	根拠法令
環境保全の支障を防止する必要性が高いものとして、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域（許可基準において地域脱炭素化促進施設の立地を原則として認めていない区域）	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域	自然環境保全法
	国立公園・国定公園の特別保護地区・海域公園地区及び第1種特別地域（地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く）	自然公園法
	国指定鳥獣保護区のうち特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	生息地等保護区のうち管理地区	絶滅のおそれのある動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）

②促進区域の設定に当たり考慮が必要な区域・事項

区域概要	区域内容詳細
①以外で、環境保全の支障を防止する観点から、地域脱炭素化促進施設の立地のために環境保全の観点から一定の基準を満たすことが法令上必要な区域について、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること	国立公園又は国定公園の地域であって、①以外のもの
	種の保存法第39条第1項に基づく監視地区
	砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
環境保全の支障を防止する必要性が高いものの、性質上、区域での規制がなじまないため、区域での規制が行われていない事項について、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないと認められること	森林法第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林（同法第25条第1項第9号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）
	種の保存法第4条第3項に基づく国内希少野生動植物種の生息・生育への支障 騒音その他の生活環境への支障

【三重県基準（太陽光発電施設）】

①第1号基準

次の表に掲げる区域については促進区域に含めないこと。

環境配慮事項	促進区域に含めない区域	区域等の設定根拠
水の濁りによる影響	特定水源地域	三重県水源地域の保全に関する条例
土地の安定性への影響	砂防指定地	砂防法
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	保安林、地域森林計画対象民有林	森林法
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	三重県指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
地域を特徴づける生態系への影響	三重県自然環境保全地域	三重県自然環境保全条例
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	国立／国定公園の特別地域	自然公園法
	三重県立自然公園の特別保護地区、海域公園地区、特別地域	三重県立自然公園条例
	風致地区	都市計画法
	熊野川流域景観区域	三重県景観づくり条例
その他三重県が必要と判断するもの	土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法
	農用地区域、甲種農地、第1種農地	農地法
	世界文化遺産及び緩衝地帯	文化財保護法、三重県文化財保護条例、市町文化財保護条例、市町景観保護条例
	文化財該当地（史跡、名勝、天然記念物、伝統的建造物群保存地区、埋蔵文化財包蔵地）	

②第2号基準

次に掲げる「促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」について、「収集すべき情報」とその「収集方法」に基づき、必要な情報を収集し検討を行うこと。また、検討の結果を踏まえて促進区域を設定するとともに、促進区域で行われる事業について、環境の保全への適正な配慮を確保するための適切な措置（下記の「適正な配慮のための考え方」に掲げる措置など）が講じられることが確保されるよう、「地域の環境の保全のための取組」に位置づけること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
騒音による生活環境への影響	保全対象施設（学校、病院等）の種類	EADAS	騒音源となる設備（パワーコンディショナ、空調機器等）を住宅等からなるべく離して設置する等調整し、若しくは囲いを設ける、住宅等の境界部に壁を設置する等の防音対策を講じること。
	住宅の分布状況		
水の濁りによる影響	取水施設の状況	EADAS	沈砂池や濁水処理施設等を設置するなど、適切な濁水発生防止策を講じること。
		三重県環境生活部環境共生局大気・水環境課HP	
重要な地形及び地質への影響	日本の地形レッドデータ	EADAS	（促進区域に当該区域を含む場合） 当該地形の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	重要な地形・地質（三重県の地質鉱物）		
反射光による生活環境への影響	保全対象施設（学校、病院等）の種類	EADAS	事業地の周囲に植栽を施すこと、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルを採用すること、又はアレイの配置又は向きを調整することなど、保全対象施設や住宅の窓に反射光が差し込まないように措置を講じること。
	住宅の分布状況		
植物の重要な種及び重要な群落への影響 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	植生自然度の高い地域	EADAS	当該地域の改変を避けた事業計画とすること。ただし、当該植生が点在している場合、事業者が、専門家の意見聴取・現地調査を行い、必要な措置を事業計画に反映する場合はこの限りではない。
	特定植物群落 巨樹巨木	EADAS	
地域を特徴づける生態系への影響	国内希少野生動植物生息生育地	中部地方環境事務所に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置※を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について中部地方環境事務所や三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	環境省レッドリスト掲載種生息生育地		
	三重県指定希少野生動植物種生息生育地	三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取	
	三重県レッドリスト掲載種生息生育地		

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
	重要野鳥生息地（I B A）	EADAS	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全に必要な措置について三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（K B A）		
	重要里地里山		
	重要湿地		
	三重県希少野生動植物主要生息生育地（ホットスポットみえ）	三重県農林水産部みどり共生推進課HP	
	ヒメタイコウチ及びサシバ生息ゾーニングマップ		
	国指定鳥獣保護区及び三重県指定鳥獣保護区のうち、特別保護地区以外	三重県農林水産部獣害対策課HP	（促進区域に当該区域を含む場合） 当該区域の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。
	中大型哺乳類分布情報	EADAS	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。
	コウモリ生息情報		
	モニタリングサイト1000	環境省HP	※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする対象の現況とその保全に必要な措置について、三重県農林水産部獣害対策課やみどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
ガンカモ調査地点			
海鳥コロニーデータベース			
天然記念物の生息状況、指定範囲など	各市町文化財担当部局に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする種の生息状況とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。	
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	自然公園内の主要な眺望点	中部（近畿）地方環境事務所、三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取	事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。 ※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする自然公園内の眺望点や長距離自然歩道からの眺望の状況とその保全に必要な措置について中部（近畿）地方環境事務所及び三重県農林水産部みどり共生推進課に聴取し、促進区域と合わせて示す。
	長距離自然歩道	自然公園図（三重県HP）	
	主要な視点場	三重県県土整備部都市政策課HP	太陽光発電施設の設置に伴う主要な視点場からの眺望に与える影響が最小限となるよう規模・色彩などを検討すること。

促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項	促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮のための考え方（促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける、環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
	文化財及びその周辺の眺望点	各市町文化財担当部局に聴取	<p>事業の実施に先立ち、必要に応じて調査を行い、適切な措置*を講じること。</p> <p>※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする文化財やその周辺の眺望点とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p>
	ランドスケープ遺産	(公社) 日本造園学会HP	
	にほんの里 100 選	(公財) 森林文化協会HP	
	つなぐ棚田遺産	農林水産省HP	
主要な人と自然との触れ合い活動の場への影響	国立/国定公園の普通地域	自然公園図(三重県HP)	<p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <p>当該区域や歩道の改変を避けた、又は改変面積をできる限り小さくした事業計画にすること。</p> <p>当該太陽光発電施設の設置等による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。</p> <p>事業地の周囲に植栽を施すこと、周辺部の森林を残すこと、又は周辺景観との調和に配慮した太陽光パネルや付帯設備の色彩、規模とすること。</p> <p>事業終了時の撤去計画を定めるとともに、撤去時にはリユース・リサイクルを含め適正に処理すること。</p>
	三重県立自然公園の普通地域		
	長距離自然歩道		
その他三重県が必要と判断するもの	埋蔵文化財包蔵地	市町文化財担当部局へ確認	<p>事業の実施に先立ち、埋蔵文化財の範囲及びその広がりについて関係部局と協議のうえ、適切な措置*を講じること。</p> <p>※市町は、促進区域を設定しようとしている場所において特に配慮を必要とする文化財とその保全のために必要な措置について関係機関に聴取し、促進区域と合わせて示す。</p> <p>太陽光発電の建設によって、土砂流出など災害を発生させないことや、農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないこと。また太陽光発電の影によって、周辺農作物の営農に支障を及ぼさないこと。</p> <p>造成等に伴う周辺の河川への土砂等の流出抑制対策を講じること。</p> <p>周辺の河川の流域を変更しないようにすること。</p> <p>当該区域の指定理由を踏まえた土砂災害に備えた適切な事業計画とすること。</p> <p>(促進区域に当該区域を含む場合)</p> <p>工場適地については、工場としての活用を前提とし、工場の操業に支障を及ぼさない設置方法により土地を有効活用し、環境への負荷軽減に配慮した事業計画にすること。</p>
	転用する農地の農地区分	三重県農林水産部農地調整課HP	
	河川の分布状況	関係部局が示す情報	
	河川の流域界		
	土砂災害警戒区域	三重県県土整備部防災砂防課HP	
	工場立地法に基づく産業用地管理台帳に記載された工場適地	各市町の工場適地調査担当部署に照会	

「東員町ゼロカーボン実現計画」策定に向けての提言

本町においては、国の「カーボンニュートラル宣言」を受けて「第6次東員町総合計画」で「脱炭素社会をつくる」ことを目指し、2022年9月1日「東員町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進していく中で、教育民生常任委員会として、本町の現状把握、他市町における先進地への視察研修を行いました。その上で、教育民生常任委員会として、「東員町ゼロカーボン実現計画」策定に際し、具現化いただきたい事項を以下のとおり提言いたします。

本町として反映していただくよう強く要請致します。

- (1) 庁内に「カーボンニュートラル・プロジェクトチーム（仮称）」を設置し、全庁的な連携を図ること
- (2) 町民をはじめ、職員、議会、事業所（者）、有識者等、町内の英知を結集し、脱炭素社会の構築に向けた協議体制を創設すること
- (3) 「ゼロカーボン市区町村協議会」に参加し、情報共有を行い脱炭素化社会に向けて実行すること
- (4) EV充電器設備の整備、民間住宅や企業への補助金制度（国への提言も含む）を活用するなど支援を図ること
- (5) 「ゼロカーボン実現計画」の実施に向けた条例等の整備を図ること
- (6) 本町の「ゼロカーボンシティ宣言」の周知を徹底し、認知度を高め、町内から広く、意見、アイデアなどを求め、活用すること（見える化）
- (7) 目標値に対してのPDCAサイクルを実施すること
- (8) 環境に配慮した行動に対してポイントが付与される仕組みなど町内すべてを巻き込んだ具体的な施策を実施すること（見える化）

令和5年2月13日

教育民生常任委員会

委員長	川瀬 孝代
副委員長	三林 浩
委員	山本陽一郎
委員	島田 正彦
委員	山崎まゆみ
委員	中村 等
委員	広田 久男

「東員町ゼロカーボン実現計画」策定に向けての提言に対する回答

番号	提言	回答
(1)	庁内に「カーボンニュートラル・プロジェクトチーム（仮称）」を設置し、全庁的な連携を図ること	温室効果ガスの排出の量の削減等に自然的及び社会的な条件に応じた効果的な施策、気候変動の適応策等を推進するため、東員町地球温暖化対策推進本部をR5.3.8に設置した。 具体的な体制としては、本部長を副町長、推進責任者を各課長、推進委員を推進責任者が任命した者とし、東員町地球温暖化対策実行計画（東員町ゼロカーボン実現計画（以下「計画」という。））の推進及び進行管理等を掌握していく。
(2)	町民をはじめ、職員、議会、事業所（者）、有識者等、町内の英知を結集し、脱炭素社会の構築に向けた協議体制を創設すること	計画策定に特化した東員町環境審議会の専門部会をR4.10.1に設置した。 専門部会は三重大学特命副学長をはじめ、町内事業者や町民等で構成されている。 計画策定の進捗状況は議会議員も構成員である東員町環境審議会や東員町地球温暖化対策推進本部に随時報告し、意見聴取に努める。 計画策定後の協議体制については、計画策定の中で議論していくことになるが、東員町環境審議会の活用等が想定される。
(3)	「ゼロカーボン市区町村協議会」に参加し、情報共有を行い脱炭素化社会に向けて実行すること	参加を検討する。
(4)	EV充電器設備の整備、民間住宅や企業への補助金制度（国への提言も含む）を活用するなど支援を図ること	民間住宅への太陽光発電設備等共同購入事業と太陽光発電設備及び蓄電池の関節補助事業にR5より取り組む予定。 その他の施策についても、事業化について調査研究していく。
(5)	「ゼロカーボン実現計画」の実施に向けた条例等の整備を図ること	必要に応じて検討する。
(6)	本町の「ゼロカーボンシティ宣言」の周知を徹底し、認知度を高め、町内から広く、意見、アイデアなどを求め、活用すること（見える化）	ゼロカーボン宣言のキックオフイベントとして、記念講演会をR5.2.19に実施し、周知に努めたところである。また、政策課主催で「ゼロカーボンアクション 2050年の東員町はどんなまち？」をテーマにまちづくりセミナーをR5.3.21に実施（予定）と課の枠にとらわれず様々なことに取り組み始めている。今後も様々なメディアを活用し、周知に努める。 また、記念講演会においてアンケート調査を実施し、町内町外を問わず幅広い意見やアイデアを求めた。今後も何らかの方法で広聴に努める。
(7)	目標値に対してのPDCAサイクルを実施すること	計画策定プロセスにおいて検討する。
(8)	環境に配慮した行動に対してポイントが付与される仕組みなど町内すべてを巻き込んだ具体的な施策を実施すること（見える化）	現在、健康長寿課が実施している健康づくりポイント事業との合同実施等、計画策定プロセスにおいて検討する。

資料-5：令和4年度まちづくりセミナーについて【報告】

■まちづくりセミナー開催概要

セミナー名	平成4年度 まちづくりセミナー ゼロカーボンアクション 2050年の東員町はどんなまち？
開催日時	令和5年3月21日（火・祝）14：00～
開催会場	東員町保健福祉センター ホール
講師	<small>こさか まり</small> 小坂 真理 氏 （東海大学 教養学部 人間環境学科 准教授）
プログラム	13:30 開場 14:05 町長あいさつ 14:10 講師によるワークショップを中心とした講演 16:15 終了
開催結果	参加者 25人 マンダラートアート p.32～p.36 参照（5チーム） アンケート p.37～p.38 参照

■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（捨神拾神チーム）

チーム：捨神拾神

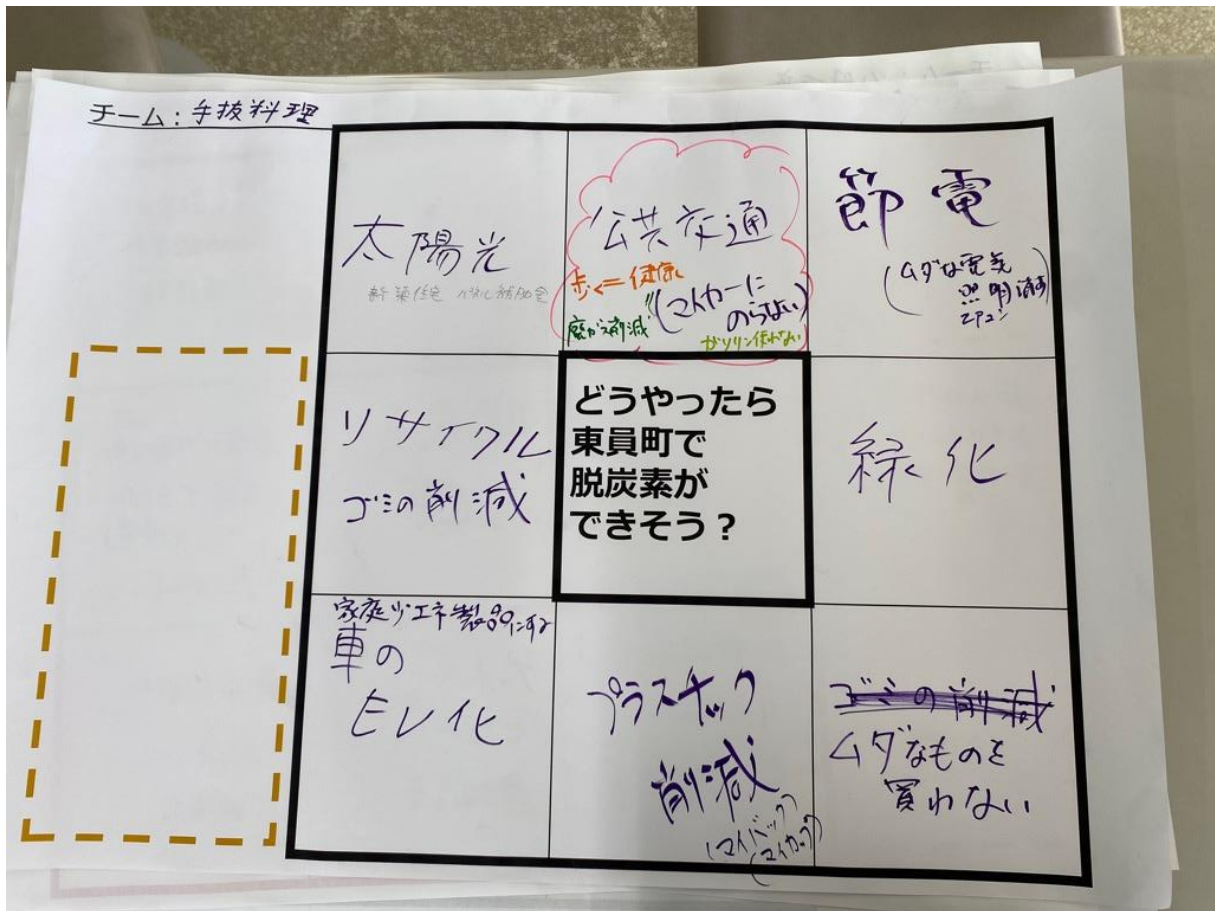
		もう一度使えろ 老物を再利用
節電	どうやったら 東員町で 脱炭素が できそう？	住宅 企業事務所へ ソーラーパネル 補助(後押し)
脱炭素 教育	交通インフラや 遊歩道の 整備	植林

■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（捨神拾神チーム）

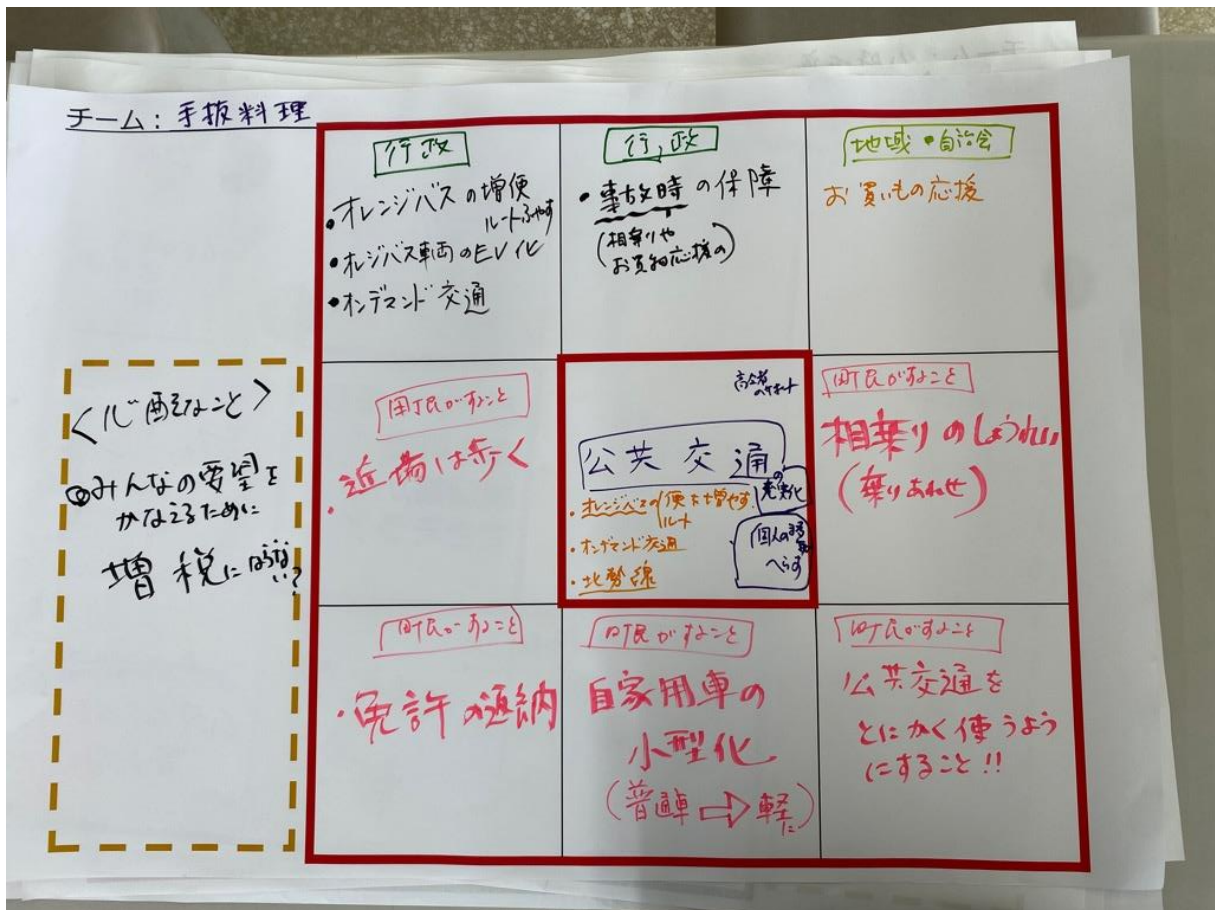
チーム：捨神拾神

		① 脱炭素教育が できるよう授業の 枠を確保する
若いは町から 出ていっちゃうから 早い段階で教育が必要	脱炭素 教育	企業での取組 を学校で紹介 (授業) *町内には企業が少い
衣料品の リサイクル	大人も セミナーに 参加する	② 教える側の 教育 人材育成

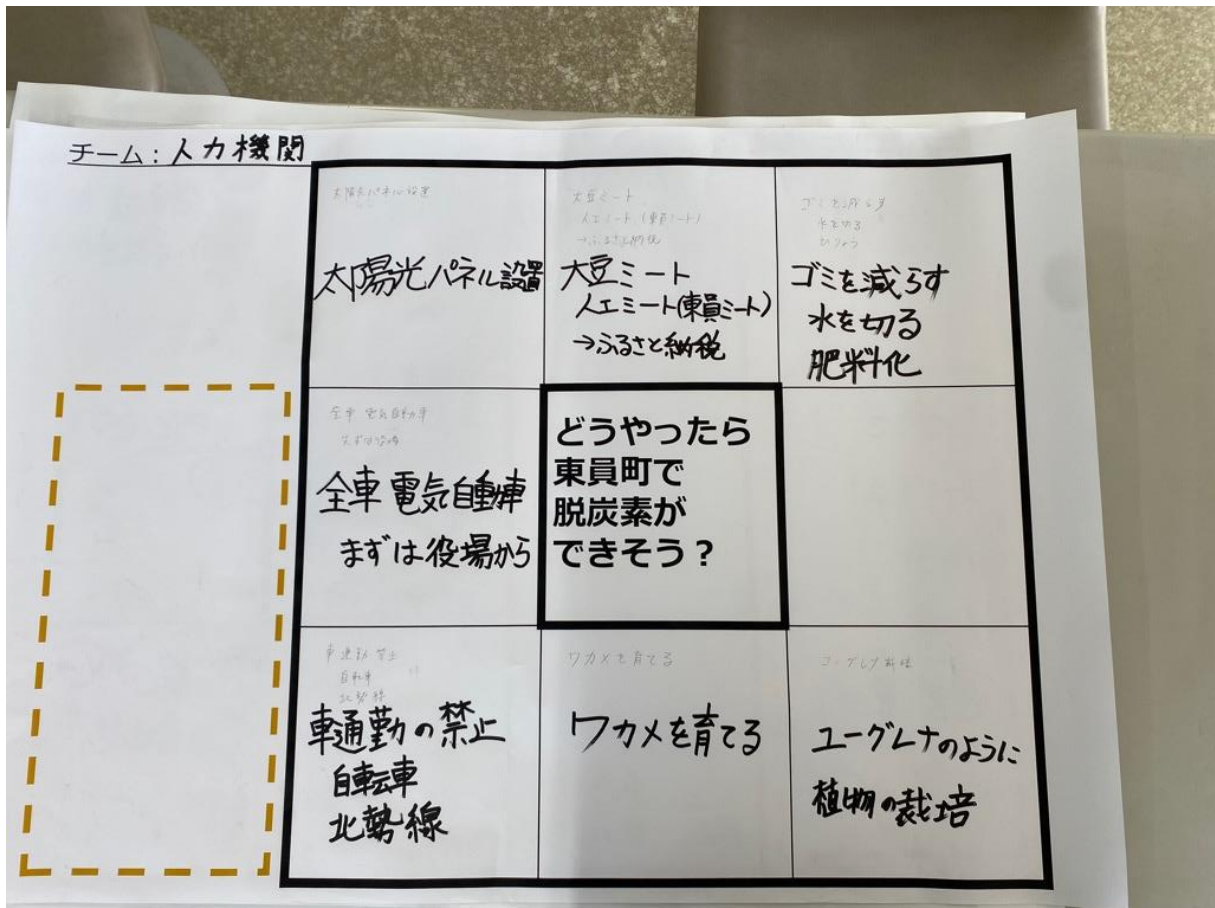
■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（手抜料理チーム）



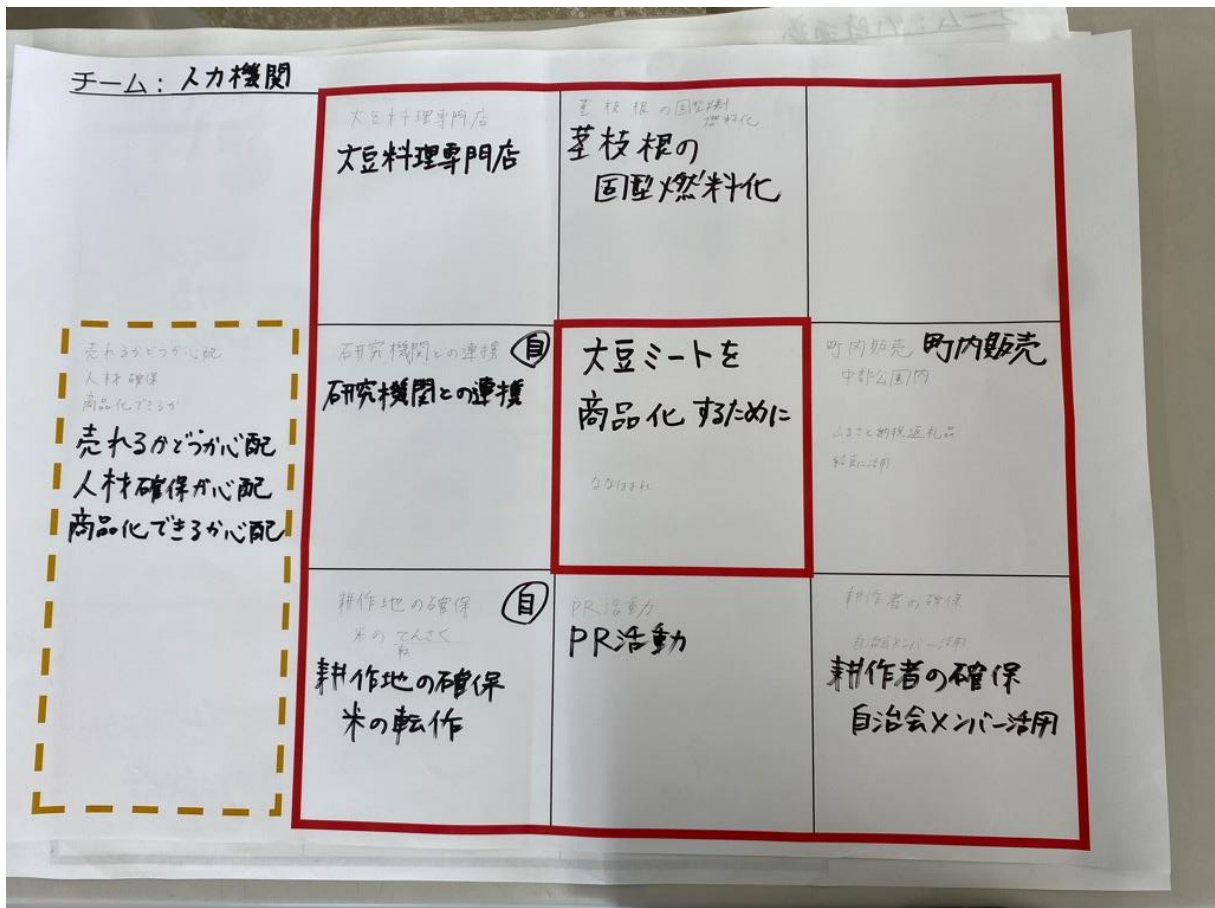
■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（手抜料理チーム）



■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（人力機関チーム）



■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（人力機関チーム）



■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（節約減捨チーム）

チーム：節約減捨

<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px;"> 電柱に 水戸発電 </div>	いろんな所に植栽する		
		どうやったら 東員町で 脱炭素が できそう？	車の使用を減らす （徒歩）
	フードロス 減らす	ビニールナylon プラスチックを 買わない、使わない。	水力発電 風力発電 太陽光発電

■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（節約減捨チーム）

チーム：節約減捨

<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px;"> 台風等の損傷 撤去費用 </div>	太陽光パネルの 設置（各家庭） ガレージ等		
	電柱に 太陽光パネル 又は 風力発電を 設置	水力発電 風力発電 太陽光発電	
	行政 設置費一部 補助	設置するパネルは 規格化して コストを下げる	

■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（八時酒寝チーム）

チーム：八時酒寝

<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px;"> リサイクル リサイクル </div>	共同生活 <small>共同生活</small>	各戸 ソーラーパネル <small>ソーラーパネル</small>	EV化 (バイク燃料) 小型化
	コンパクト シティ	どうやったら 東員町で 脱炭素が できそう？	工物ー 減らす (馬 車 馬) 馬 車 ふやす 車シェア
			植林 (採 入 採 入 ない)

■平成4年度まちづくりセミナーワークショップ：マンダラアート（八時酒寝チーム）

チーム：八時酒寝

<div style="border: 2px dashed orange; padding: 5px;"> いざこざ 水がま 病気 火事 運営・管理 </div>	施設確保 (空室=運用)	民間企業の 調整	運営方法？ (昼間：常駐専任?) <small>昼間</small>
	三世帯同居 得あるところ ある 税の節約	共同生活化 (独居 中 中 に に無 駄 駄) ↑ 設備 増 増 増加 中 中 安全 防 防 止 止?	“小地区”区割 (足)
		見守り 孤独死防止	転台数減 乗り合地

令和4年まちづくりセミナー ゼロカーボンアクション2050年の東員町はどんなまち？アンケート結果

令和5年3月21日(火・祝)開催
講師:小坂 真理 氏

25人回収

Q1 あなたの年齢についてお答えください。

30代以下	40代	50代	60代	70代	80代以上	不明
0	2	3	9	10	1	0

Q2 セミナーの参加理由についてお答えください。(複数回答可)

①テーマやセミナー内容に興味があったから	18
②知人に誘われたから	6
③その他	1

◇その他詳細◇

・セミナー案内状より知って参加した(1人)

Q3 今回のセミナーについてはいかがでしたか。

①大変満足	②満足	③不満	④大変不満	記入なし
4	20	0	0	1

◇選択した理由◇

【大変満足】

- ・いろいろな方々の意見により知見が広がったように思います。
- ・多くの住民がSDGsに関心があることがわかった。
- ・ワークショップ形式でグループの皆さんと考えを出し合い、まとめて発表する作業の過程が楽しかったです。自分の思いつかないことも聞くことができました。冒頭に講師の先生からの講義で重要な事項も確認できました。

【満足】

- ・進め方が良かった。
- ・ブルーカーボンの意味を理解した。
- ・セミナーのアプローチに新鮮さがあった。
- ・単なる講義ではなく興味の手法
- ・テーマを決めてどうすればいいのかと、ステップの進んだ内容が良かった。
- ・町内の問題点を考えるよい機会になった。
- ・ゼロカーボンに対する認識を改めて持った。
- ・脱炭素が身近に考える機会が得られた。大きな今後の課題と再認識した。
- ・講演内容が大変良かった。
- ・様々な角度から皆さんの考え方を知ることができた。
- ・わかっていることは常日頃から実施すべきだなと感じた。
- ・ワークショップによる活発な意見交換により様々な発想を聞くことができ有意義であった。
- ・町としてひとつの方向性を見つけることがとても大変ということが分かった。みんな出来れば良いけれど、、、そういう過程がわかって良かった。

Q4 今回のセミナーについて印象に残ったこと、今後の自身の活動に与える影響などご自由に記入してください。

- ・今後、自治会活動に活かしたい。
- ・今後もこういった形式でやるとおもしろいと思います。ありがとうございました。
- ・チームワーク総力が必要。全員参加で総力化を進めるカリスマリーダーが必要と強く思います。
- ・地区のカフェ、ボランティア活動において「東員町カーボンニュートラル」のガイダンス的な説明の機会を持ちたい。
- ・カーボンニュートラルとSDGsの組み合わせは良かった。
- ・具体的に自分の取組につながるかは疑問である。
- ・定期的なセミナーがあれば参加したい。
- ・日常生活に取り込み少しずつでも脱炭素につなげたい。
- ・いろいろな考えがあって、いろんな取組を自分自身で考えたいと思います。
- ・脱炭素だけでなく、社会課題解決につながる取組をできるよう貢献していきたい。
- ・画面が見にくかったのが残念。
- ・CO2削減をもっと意識して生活していきたい。
- ・学生の意識の低さを聞き、個人への教育が必要と感じた。企業の見学など意識を高めるための協力をしていきたい。
- ・いろいろな方向から考えるようにしていきたい。
- ・国や地方行政が脱炭素の取組みを推進するものというだけでなく町民の一人一人が意識変革して、日々の生活を変えていく必要があるということでのワークショップとても良かったです。「言うは易し行うは難し」ですが、日々少しずつ小さな取組みを積み重ねていけば良く、脱炭素で強じんな活力ある地域をつくっていける。というフレーズはとても印象的でした。
- ・タイムリーなことにIPCCが3月20日に地球温暖化に関する「第6次総合報告書」を公表したというニュース報道があった当日のワークショップで関心が高まりました。
- ・本日は充実した内容と東員町の将来を良くするため地域の皆さんと共に意見交換する機会を作っていただきありがとうございました。